

CSF 経口ワクチン散布の評価結果等を踏まえた今後の対応方向（案）

令和 2 年 6 月
消費・安全局
動物衛生課

1 経口ワクチン散布の経過と家畜伝染病予防法改正に伴う対策の位置づけ

- (1) 平成 30 年 9 月、我が国において 26 年ぶりに豚熱が発生し、野生いのししを介した豚熱ウイルスの拡散防止対策を講じる必要があることから、EU 等における取組を参考に、我が国初めての取組として、平成 31 年 3 月から岐阜県及び愛知県の 2 県で経口ワクチンの散布を開始した。
- (2) 令和元年 7 月からの夏期散布では散布対象県を拡大し、同年 9 月以降は日本全国へのウイルス拡散を防止するための、ワクチンベルト構想に基づき、散布を実施している。
- (3) 同年 12 月からの冬期散布及び令和 2 年 4 月からの春期散布では 18 都府県で散布を実施したが、令和 2 年 4 月の京都府での野生いのししでの豚熱陽性個体の確認を踏まえ、今後は 23 都府県*を対象に経口ワクチン散布を行うこととしている。
*岐阜県、愛知県、三重県、福井県、長野県、富山県、石川県、滋賀県、静岡県、群馬県、埼玉県、茨城県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、京都府、奈良県、千葉県、大阪府、和歌山県、兵庫県
- (4) 一方、飼養豚における豚熱については、令和元年 10 月 15 日に豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の見直しを行い、野生いのししにおける豚熱感染状況、農場周辺の環境要因を踏まえ、15 府県を含む 24 都府県をワクチン接種推奨地域に設定し、CSF リスクが高い地域への予防的ワクチン接種を開始した。
- (5) また、経口ワクチンの散布は、我が国初めての取組であったことから、(独)農畜産業振興機構の畜産業振興事業を活用し、海外で使用実績のある経口ワクチンが我が国の野生いのししでまん延している豚熱ウイルスに対しても効果があることを検証した上で散布を開始。今般の家畜伝染病予防法の改正では、野生動物における悪性の家畜の伝染性疾病のまん延防止措置を法に位置づけ、野生動物が当該疾病に感染していることが発見された場合の、周辺の農場における家畜等の移動制限や消毒の命令等を、都道府県知事の事務として新設した。また、豚熱の事案から、野生動物における対策が長期化することに備え、今後安定的に行えるよう、農林水産大臣が認めた場合の家畜以外の動物におけるウイルス浸潤状況調査、投薬等の他、感染野生動物発見地点周辺の消毒、通行制限、移動制限など野生動物対策を新たに法に法定受託事務として位置づけ、これらの事務について、都道府県が適切に事務を執行していないと考えられる場合には、農林水産大臣が都道府県知事に対して指示できる対象事務に追加するとともに、都道府県がこれらの事務の執行に要した経費を家畜伝染病予防費の対象とす

ることとした。

2 野生いのししにおける豚熱まん延防止の視点に立った見直し

令和元年 10 月に防疫指針が見直され、ワクチン接種推奨地域において飼養豚へのワクチン接種が開始されたことにより、経口ワクチンの散布を開始した平成 31 年 3 月時点と比べて野生いのししを介した飼養豚への豚熱感染リスクが大きく低下していると考えられる。

また、経口ワクチン散布については、今後、これまでの経口ワクチン散布による実証効果を科学的に評価し、散布の必要性、効果的・効率的な散布対象地域、散布回数、散布方法等について検討する必要がある。

3 その他の対策の考え方

- (1) 地上での散布が困難な地域での効率的な散布方法としての空中散布を活用するとともに、我が国で発生している豚熱に有効な経口ワクチンを安定的に確保するため、国産経口ワクチンの開発を推進する。
- (2) 捕獲の強化については、野生いのししから飼養豚への悪性伝染性疾患の感染を防止するため、浸潤状況調査と併せて引き続き重点エリアでの捕獲を推進する。